



島根県報

平成22年11月2日（火）

第2,236号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成22年11月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
地域森林計画の変更	（森 林 整 備 課）	2
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	（審 査 指 導 課）	3

【公 告】

公共測量の実施	（用 地 対 策 課）	3
---------	-------------	---

告 示**島根県告示第644号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成22年11月22日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第645号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
悠YOUおおち東地区（大深工区）土層改良事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成19年3月28日
悠YOUおおち東地区（土居工区）ほ場整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成19年2月15日
悠YOUおおち東地区（山根工区）ほ場整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年2月22日
悠YOUおおち東地区（原田工区）ほ場整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年11月25日
悠YOUおおち東地区（木須田工区）ほ場整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成18年3月30日
悠YOUおおち東地区（羽須美）用排水施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成18年12月12日
悠YOUおおち東地区（邑智）用排水施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成18年2月23日
悠YOUおおち東地区（大和）用排水施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成19年1月31日
悠YOUおおち東地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成18年1月26日
悠YOUおおち北地区（川本）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成14年3月25日
悠YOUおおち北地区（川本）農道整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年3月29日
悠YOUおおち南地区（矢上）農道整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成13年8月6日
悠YOUおおち南地区（矢上）客土事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年6月5日
悠YOUおおち南地区（矢上）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年6月5日
悠YOUおおち南地区（矢上）ため池等整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成12年11月30日
悠YOUおおち南地区（日和）用排水施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成10年3月4日
悠YOUおおち南地区（日和）客土事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年6月5日
悠YOUおおち南地区（日和）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年6月5日
邑南地区農道整備事業（広域営農団地農道整備事業）	平成13年3月26日
美穂地区農道整備事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成12年10月23日
笹畑地区農道整備事業（一般農道整備事業）	平成21年2月20日

島根県告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成22年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川森林計画区（松江市、安来市、東出雲町、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市、斐川町）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所	自 平成22年11月4日 至 平成22年12月3日

島根県告示第647号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成22年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
平成22年10月31日	972	松江市殿町8-3 財団法人 しまね国際センター	松江市殿町8-3

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について大田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

4級基準点測量

2 作業期間

平成22年10月25日から平成22年11月30日まで

3 作業地域

大田市仁摩町天河内地域